

第 57 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第 57 回）

開催日 平成 31 年 1 月 23 日（水曜日）

開催時間（開会）午前 10 時（閉会）午前 11 時 50 分

場 所 吹田市役所 高層棟 7 階 会議室第 2

諮問案件

- （1）生活衛生システム構築業務及び医療費助成給付・結核管理システム構築業務に係る個人情報の保護について

【健康医療部 保健所設置準備室】

- （2）母子父子寡婦福祉資金貸付システムに係る個人情報の保護について

【児童部 子育て給付課】

出席委員

会長副会長 小林 孝史

大元 康江、片山 祥太郎、黒岩 哲夫、白金 継哉、宮前 正利、平山 雄一、中西 清美

欠席委員

岡 豪敏 矢倉 昌子 岩城 伸

出席市職員

<説明者>

- （1）保健所設置準備室 前村室長、乾参事、前田主査

- （2）子育て給付課 吉澤課長代理、本郷係員

<事務局>

市民部長 高田 徳也 市民部次長 森本 茂

市民部市民総務室参事 柿本 卓志 市民部市民総務室主幹 石井 裕臣

市民部市民総務室主査 福田 章宏

傍聴者 無し

諮問案件 1

生活衛生システム構築業務及び医療費助成給付・結核管理システム構築業務における新たな電子計算機処理に係る個人情報保護について

【健康医療部 保健所設置準備室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

生活衛生システム構築業務、医療費助成給付・結核管理システム構築業務

(2) 概要

ア 生活衛生システム構築業務について

平成 32 年度の中核市移行に伴い、現在府保健所が実施している生活衛生に関する業務（食品衛生、環境衛生、薬事等）を市保健所で実施する。大阪府では、当該業務についてシステムを活用し実施していることから、市においても同等の機能を有するシステムを導入し、関連データを引き継ぎ、運用することにより、円滑な業務移管と事務の効率化を図る。

また、現在、市環境部が個別のシステムを利用し実施している畜犬管理業務については、新たに市保健所が所管する狂犬病予防法に関する業務と一体的に実施することから、本システムのパッケージに含めて構築する。

イ 医療費助成給付・結核管理システム構築業務について

平成 32 年度の中核市移行に伴い、現在府保健所が実施している医療費助成給付や結核関連等の業務を市保健所で実施する。大阪府では、当該業務についてシステムを活用し実施していることから、本市においても同等の機能を有するシステムを導入し、関連データを引き継ぎ、運用することにより、円滑な業務移管と事務の効率化を図る。

なお、システムの構築に当たっては、既に市立保健センターが導入している健康情報管理システムに、新たに必要となる機能を追加することにより対応する。

(3) 諮問理由

ア 生活衛生システム構築業務について

今回の業務のうち、市の既存システムに新たな機能を追加し電子計算機処理を行うことについては吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

イ 医療費助成給付・結核管理システム構築業務について

今回の業務は、中核市移行に伴い、市が新たに電子計算機処理を行うものであり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、同条第 2 項の取扱事務に係る電子計算機処理を同項第 2 号に掲げる事由により行うことについては同条例第 12 条第 3 項により、それぞれ審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：本システムサーバは入退室制限のある場所に管理しているとあるがどう制限しているか。

実施機関：入退室者をチェックする等管理する。

委員：管理者はログ情報確認できるとあるが、定期的か何か事案が生じた時か。

実施機関：システムのどの部分を誰が操作するか（アクセス権）は人事異動の際にメンテナンスする。管理者がログ情報の詳細の確認する頻度は決めていないが、定期的に出力し保存する等の運用を考えたい。

委員：大阪府からデータを取得するとあるが移行方法は。

実施機関：参考とする先行市の例で言うと秋頃に個人情報を含まないテストデータを取得し、事業者はシステムを構築、翌32年の2月、3月頃に個人情報が含まれたデータを分割して取得し、本庁内の管理されたところで取り込む。データ伝送でなく外部媒体で取り込む。

委員：電子媒体での受け渡しはしっかり管理していただきたい。

委員：畜犬管理データの取り込み方法。

実施機関：すでにある環境部のデータについて外部媒体を用いて取り込む。

委員：データの移行は業者がするか。

実施機関：職員立ち会いの下、委託業者が行う。

委員：個人情報の保存期間とデータの削除についてはどのようにするか。

実施機関：運用の細則については、市の基準に基づき管理する。

委員：個人情報を出力した帳票を保有個人情報として、保存期間を適正に取り扱うべき。

実施機関：市の文書管理規程に基づき適正に管理する。

委員：住基情報の利用については、目的外利用に当たらないか。

実施機関：申請の際に、住基情報を取り扱う旨の同意を取る。

委員：府から市に既存データを取ることに問題は無いのか。

実施機関：地方自治法に基づいて中核市移行になる。データが無ければ事務の引き継ぎができないことから法の中で想定されているものとする。また中核市移行に際して、市議会の議決、大阪府の同意を経て、国が決めることになるので市だけで判断している事柄ではない

委員：引き継いだ大阪府のデータと市のデータを突合するか。

実施機関：しない。

委員：医療助成について大阪府重度助成で3000円を超えた場合、今までは窓口手続きで還付を受けていたが、自動償還のシステムが導入されることにより通帳の口座番号が登録されるシステムが始まる。取り扱う口座情報の管理は本システムの業務の対象になるか。

実施機関：障害者医療の情報と連携はない。

委員：移行するときの市民への告知方法は。

実施機関：平成30年度から中核市移行準備室、保健所設置準備室ができ、それ以前からも、中

核市移行に関する調査特別委員会も立ち上げたり、リーフレットを作成したり、次期 2 月議会にも議案を提案するなどその都度市民に周知している。今後も同様に周知していく。個別的には先行市の例を見ると、中核市となるに当たって受給者証を切り替えるときに案内を送る等工夫をしているとのことで参考にしたい。

委員：税情報を移管するが、府の税情報と市の税情報は同じか。

実施機関：府市ともに同じである。

委員：別紙 3 の難病で災害時情報があるが、一人暮らしの車いすを使用している人等は災害時に困ると考えているが、災害時情報を持っているだけでなく外部に発信する機能があるか。あれば助かるが。

実施機関：まずは保健所に対応する。場合によってはその人の同意を得て近隣の人に様子を見てもらう等はできるかも知れないが、事前に本人の同意無く、勝手に市が災害時の情報を外に出すことはない。ただし生命に関わる場合等には例外もある。先行市の例も活用したい。

委員：災害時の情報利用については未整備な点もある。せっかく取得した情報なのでうまく活用してほしい。

委員：データの保全について毎日のバックアップについては、共通基盤システムにバックアップを取るのか。

実施機関：仮想環境で保存し、外部媒体でバックアップを取る。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する

諮問案件 2

吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付システムについて

【児童部 子育て給付課】

1 諮問内容

(1) 対象業務

吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付システム構築業務

(2) 概要

中核市移行に伴い大阪府より移譲を受ける母子父子寡婦福祉資金貸付業務について、貸付の事前相談から審査支払い、償還金の調定、収納、滞納までを一元的に管理することにより、貸付に関する事務処理を適切、確実かつ効率的に行うことを目的とする。

(3) 諮問理由

今回の業務が、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項の規定により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：申請書の内容を入力し保存するとあるが申請書は入力後どう取り扱うか。

実施機関：個人番号が記載されているので厳重管理する。

委員：処分しないのか。

実施機関：貸し付けが 20 年程度有るので当面の間は処分しない。

委員：大阪府からのデータ移行はどうするか。

実施機関：市の職員が府へ行き、外部媒体で受け取る。

委員：20 年保存なので管理、廃棄は正確に行うべき。各種台帳についても保有個人情報なので管理すべき。システムの更新のデータ時期については廃棄に注意すべき。

実施機関：はい。

委員：アクセスした業務担当者の情報が記録されているが記録の管理は定期的か何か事案が生じたときか。個人情報保護管理責任者、情報政策室職員の承認を得ずに職員が操作をすることは可能であるか。

実施機関：情報セキュリティについては本市の基準に従う。個人情報保護管理責任者や情報政策室職員のチェック無くシステムの利用権限を付与されることはない。

委員：操作するのは特定の担当者のみか。申請の流れはどうっているか。

実施機関：府から移管を受けている現在は貸し付けの担当がおり、府とやりとりしている。事前相談を受けて、償還能力やローン残高、税の滞納状況を勘案して貸し付けの可否を決める。情報管理にしては徹底する。

委員：市から見れば債権になる。入力者とチェック者を分けるなど正確性を期すための方法は。

実施機関：現状では貸付する金額は学費など 300～400 万とかになる。適正な支出、償還に務める。誤ることのないよう複数でチェックする。

委 員：チェックのフラグなどがあるか。

実施機関：現状のシステムではないが、ミスの無い運用が求められている。業者を選定するに当たって考慮する。

委 員：滞納者の情報がわかるようなシステムが望ましい。

実施機関：滞納がたまると違約金が発生するので原則として滞納が発生しないよう努めたい。滞納したことがすぐにわかるようなシステムを構築する

委 員：データのバックアップは

実施機関：毎日で自動的にバックアップを取るシステムを構築する予定。

委 員：バックアップしたデータどう管理する。

実施機関：サーバー内でバックアップを取るので媒体保存はしない。

委 員：事務局から何か補足がありますか。

事 務 局：バックアップの方法について後日資料提供をしたい。

委 員：入力担当者も人事異動するが、異動した職員は知識を持っている。漏えいはないか。

実施機関：漏えいがしたら懲戒処分があるのでその意味で担保されている。資料は組織で管理しているので個人が持っていくことはない。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する